

デジタル・ベーシックインカム導入に関する意見書の提出について

令和7年1月17日受理

アベノミクス以降、日銀による異次元の金融緩和が続けられているにもかかわらず、経済は一向によくなっておらず、生活保護等のセーフティネットも社会情勢の変化によって制度上の問題を抱えており、経済的な困窮者は増え続ける一方です。また、これからはAIやロボット技術が発達し、人間の仕事がAIによって代替されていくことも考えられます。そうした中で、現在の福祉制度では、困窮者や失業者を救うことは難しく、経済的な成長を見込むことも困難です。これらの諸問題を解決する施策として、認知科学者、苫米地英人氏考案の、半減期通貨によるデジタル・ベーシックインカムの導入が有効であると考えられます。

簡単に説明すると、日銀が国民全員のスマートフォンあるいは専用端末に毎月一定額の半減期通貨（減少する貨幣）を発行し、消費を喚起するというものです。半減期通貨とは、ある一定期間において、放射性物質が半減するように、徐々に量が減っていく通貨のことをいいます。日銀による異次元の金融緩和でも景気が一向によくないのは、銀行が企業にお金を借りてほしいと思っているにもかかわらず、消費が冷え込んでいるため、企業は設備投資や賃上げに踏み切れないというのが主な理由です。ここに、毎月定額の給付金を支給することによって、消費を喚起していくというのが、苫米地英人氏が考案する、デジタル・ベーシックインカムです。コロナ給付金など、通常の給付金であれば、消費に回らず貯蓄に回ってしまう可能性があります。半減期通貨は使わないと減ってしまう通貨であるため、国民の消費マインドを半強制的に喚起することが可能です。

使われずに減少した分の通貨は減少が停止した状態で国庫に納められ、一般会計予算に組み入れられます。苫米地氏の試算によると、日本の人口約1億2,500万人（2021年時点）に毎月20万円を配ったとすると、年間で約300兆円の財源が必要になりますが、通貨の半減期を1年とした場合、1年でその半分が収入として返納されるため、約150兆円の収入が一般会計に計上されます。2020年から2023年までの日本の税収は年間およそ60兆円から70兆円ほどですから、仮に今、デジタル・ベーシックインカムを導入したとすると、初年度からいきなり倍以上の収入を見込めます。2年目以降は、初年度に回収した分の収入に加えて、2年目に発行した半減期通貨からの徴収もあるため、さらに国家予算は潤沢になります。国会では、何年も増税の是非やプライマリーバランスの黒字化をめぐる論戦が繰り返されていますが、苫米地氏考案のデジタル・ベーシックインカムを導入すれば、こういった問題も即座に解決することが可能です。地方財政というレベルで見ても、大きな恩恵が見込まれるに違いありません。

また、ベーシックインカムは現行の福祉制度、特に生活保護制度の欠点も補完することができます。現行の生活保護制度は、1950年代、家族や地域社会の相互扶助がまだ手厚かった時代につくられたものであるため、生活保護法第4条第1項「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」や、第2項「民法（明治二十九年法律第八十九号）に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。」のような条件がついたとしても十分に機能していたと考えられます。しかし、現代においては、モータリゼーションやIT化など、生活のあらゆる部面においてシステム化やテック化（高度技術化）が広がり、人間関係が希薄化、家族・地域社会の紐帯が脆弱なものになっているため、同じ屋根の下に暮らしていても、実質的に赤の他人という状態は珍しくありません。そのため、困窮者は、困っていても誰も助けてくれる人がいない。あるいは、困っているのに、困っているように見えないという状況に陥りがちです。

このような状況下では、行政職員の負担も過大なものになります。家族や親族の助けのほうに優先されると法が命じても、こじれた家族関係にまでは職員は口出ししたくないでしょうし、金銭面以外の支援についても、複雑化した現代社会では、困窮の事情は多岐にわたるため、その全てを把握・ケアすることは困難です。そのため、違法行為と知りつつも、水際作戦（虚偽の説明等によって生活保護を申請させないこと）によって行政の負担を軽減しているというのが現行の生活保護制度の実情ですが、それでもなお受給資格がある人の7割から8割が受給できていないという事実を鑑みれば、行政職員の態度や能力に問題があるというよりも、制度そのものに欠陥があると言わざるを得ません。しかし、毎月定額の給付金が全員に無条件で支給されるとなれば、こういった問題の大部分が解決しますし、不正受給バッシング等のクレームに対処する必要もなくなります。

また、デジタル・ベーシックインカムの導入は、仕事の意味や産業構造を大きく変える役割も果たします。現代人の多くは、仕事をするという意味をお金を稼ぐことだと誤解しています。人類が通貨という道具を発明する以前の生活を思い浮かべてみれば分かりますが、その生活における仕事の意味は、仲間や共同体の役に立つことをすることであつたと言えます。これは、「もし、自分の親しい人5人と一緒に無人島でサバイバルをしなければいけない状況になったら」と考えても同様の議論が可能です。仮にもし、5人の中に一人だけズルをして得をしようと考えていたら、その人物は集団から排除されてしまう可能性が高いですが、5人が50人になり、50人が500人になり、5,000人、5万人、50万人と人口が増えていけば、ズルは隠蔽されやすくなり、そのような不正を行う者が排除される確率も低くなっていきます。具体的に言えば、「仕事をしているフリ」「倫理的に問題がある仕事・産業」

「利益を増やすための不正・隠蔽」「環境や健康に配慮しない営利活動」「人の役に立っていないのにお金をもらう行為」などが見過ごされやすくなっていきます。

しかし、このようなズルが積み重なれば、全体としての生産性は大きく低下し、ズルをしない倫理的な存在も徐々にその倫理観をむしばまれていきます。生産性が低下し、倫理観が低下した集団は、共同体として機能しない、ただの烏合の衆となります。お金は大規模な集団の取引を円滑にする役割がありますが、ズルの隠蔽ツールとして機能する側面もあるため、仕事をするものの意味をお金を稼ぐこととしてしまうと、社会の役に立っていないのにお金をもらっている人が温存されやすくなってしまいます。また、家事、育児、介護、ボランティア、学業、芸術、起業(準備中)、基礎研究など、直接的にお金への換算が難しい仕事への評価を見落としてしまうことにもなります。

苦米地氏のデジタル・ベーシックインカムは、こうした問題への処方箋を示すことが可能です。毎月の収入が無条件で保障されているとなれば、お金を稼ぐための諸々の無駄・不正は意味のないものとなり、仕事の意味は純粋に「人の役に立つこと」「社会の役に立つこと」になっていきます。産業というレベルで見ても、真に社会にとって有益なものを再構築することが期待できます。

つきましては、以上の諸問題の解決のため、苦米地英人氏考案のデジタル・ベーシックインカムの早急な導入を進めることについて、国会及び関係行政庁に対して意見書を提出してくださるよう陳情いたします。

秋田拠点センターアルヴェきらめき広場の明るさ改善について

令和7年1月22日受理

秋田拠点センターアルヴェのきらめき広場は、各事業者による多彩なイベント、中学生や高校生などの学習や市民の交流の場として、多くの方が利用する貴重な場所となっています。最近ロボットクリーナー・アルボ君が登場し、きらめき広場はいつもクリーンです。しかし、16時過ぎになると字が見えないくらい暗くなります。

ロボットクリーナー・アルボ君が活躍する時代です。きらめき広場の明るさも自動で検知するなど、秋田市民交流プラザ管理室と同等の明るさを維持できるよう、措置を講じてほしいのです。

きらめき広場を利用している中学生や高校生などは、夕方になると暗い中で携帯電話を顔にしっかり近づけて見たり、学習したりしており、視力を低下させるばかりです。その結果、医療費が多くかかるようになります。利用している中高年の方などは、新聞を読んだり読書をしたりしていますが、やはり夕方になると暗くなり、大変難儀しています。

つきましては、秋田拠点センターアルヴェきらめき広場の明るさを改善して下さるよう陳情いたします。

最低賃金法の改正と中小企業支援策の拡充に関する意見書の提出について

令和7年1月29日受理

食品などの生活必需品の値上がりが続き、住民の生活を圧迫しています。特に、最低賃金近傍で働くパート、派遣、契約などの非正規雇用やフリーランスなど、弱い立場の労働者の生活破綻が深刻です。また、価格転嫁ができずに苦しむ中小企業・小規模事業者の経営にも打撃を与えています。

物価高騰から労働者の暮らしを守り、日本経済の回復を進めるためには、GDPの約6割を占める国民の消費購買力を高め、経済の好循環をつくる必要があります。そのためには、最低賃金の引上げによる賃金の底上げが必要です。

日本の最低賃金制度の問題は、最低賃金が低すぎて生活できない、全国一律ではないため、最低賃金額の高い都府県に労働者が流出する、中小企業支援が不十分の3つです。2024年度の地域別最低賃金額の改定によって、全国加重平均額は1,055円（前年度比51円の増、5.1%の引上げ）となり、物価高騰分を補う水準が確保されたものの、生活改善が実感できる引上げとはなっていません。

日本の最低賃金は、地域別であることが全体が上がらない原因になっています。現行法では、最低賃金決定の3要素である「地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力」を考慮し、最低賃金額を決めています。地域別である限り、最低賃金額が低い地域では、その現状の支払能力や経済状況、冷え込んだ指標を基に最低賃金額が決められ、低いままとなります。また、最低賃金額の高い地域は、低い地域を考慮して決められています。このように地域別制度には、最低賃金額が低い地域は常に低いままとなり、引上げを妨げる構造的な欠陥があります。人口の一極集中や若者の都市部への流出を止めることもできません。最低賃金額が低い地域は、労働者の賃金が低くなり、年金、生活保護費、公務員賃金など、あらゆる面で生活と経済の格差につながっています。最低賃金額が低い地域の経済の疲弊を生み、日本経済をゆがめている原因になっています。労働者の賃金は、経済の最も基本的なベースであり、このベースを一律にしなければ、どのような経済対策を講じても日本経済を再生することはできません。

私たちの最低生計費試算調査によれば、健康で文化的な生活をする上で必要な最低生計費に、地域による大きな差は認められません。政府として、最低賃金が全国一律となるよう最低賃金法を改正すべきです。

最低賃金を全国一律制にするとともに引き上げるためには、国による相応の財源捻出の決断も含め、社会保険料の事業主負担の減免など、抜本的な中小企業・小規模事業者支援の強化が必要です。政府による助成や融資、新たな雇用の創出や公共事業の発注単価の改善につながる施策の拡充及び大胆な財政出動が求められていま

す。また、元請企業による下請企業への代金の減額・賃下げの押しつけが行われな  
いように公正取引ルールが遵守される指導が必要です。労働者・国民の生活を底上  
げし、購買力を引き上げることで、地域の中小企業・小規模事業者の経営状態も改  
善させる地域循環型経済の確立が可能になります。

労働基準法は第1条で「労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための  
必要を充たすべきものでなければならない」としており、最低賃金法第9条は「労  
働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう」にするとしていま  
す。

つきましては、最低賃金法の改正により、最低賃金の全国一律制度を実現し、抜  
本的に引き上げるとともに、中小企業・小規模事業者支援策の拡充を実現するため、  
下記事項について、国会及び関係行政庁に対して意見書を提出してくださるよう陳  
情いたします。

## 記

- 1 最低賃金が全国一律となるよう最低賃金法を改正すること。
- 2 労働者の生活を支えるため、直ちに最低賃金額1,500円を目指すこと。
- 3 最低賃金の引上げができ、経営が継続できるように、社会保険料の事業主負担  
の減免など、中小企業・小規模事業者への支援策を抜本的に拡充・強化し、国民  
の生命と暮らしを守ること。

選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書の提出について

令和7年2月3日受理

人の人生において氏名はその人自身を表すものであり、人格の一部となっています。しかしながら、婚姻の際には、そういった氏名の氏（うじ）、姓を、どちらかが変えなければならないというのが日本の制度です。そして、姓を変えるのは約95%、ほとんどが女性の側となっています。これは、民法第750条が、「夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称する」と定めて夫婦同姓を義務づけており、婚姻後もそれぞれが婚姻前の姓を称することを希望する夫婦の婚姻を認めていないということによります。

しかし、氏名はその人の人格の一部となっているもので、自分の意思に反して変えることが強制されるようなものではないはずです。この点については最高裁判所も、氏名は「人が個人として尊重される基礎であり、その個人の人格の象徴であって、人格権の一内容を構成する」（昭和63年2月16日最高裁判決）としており、このような判断からしても「氏名の変更を強制されない自由」は、人格権の重要な一内容として憲法第13条によって保障されています。とするならば、民法第750条は、婚姻に際し姓を変更したくない人の氏名の変更を強制されない自由を不当に制約しているのですから、憲法第13条に反すると言えます。

また、そもそも夫婦が同姓にならなければ婚姻できない、とすることは、憲法第13条の自己決定権として保障される「婚姻の自由」を不当に制約するものです。さらに言えば、夫婦別姓を希望する人は、自己の信条に反し夫婦同姓を選択しない限り婚姻できないということになるのですから、そのような考えの人が婚姻の効果を享受できないというのは、憲法第14条第1項に定める「法の下での平等」にも反するものです。

一方、婚姻に関する憲法上の規定としては、第24条があります。

同条第1項は「婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有する」と定め、同条第2項は「法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない」としております。これは、婚姻における両性の平等を定めるとともに、婚姻や家族に関する法律をつくる際には、憲法第13条及び第14条第1項の趣旨が反映されるべきものとしているのです。

しかしながら、現行法制度の下では、新たに婚姻する夫婦のうち約95%で女性が改姓しており、事実上、多くの女性に改姓を強制し、その姓の選択の機会を奪うものとなっています。また、憲法第13条の自己決定権の一つである「婚姻の自由」や「氏名を強制されない自由」が不当に制約されるという点からも民法第750条は、当事者の自律的な意思決定に不合理な制約を課すもので、憲法第24条にも反するも

のです。

また、強調しておきたいことは、世界各国の婚姻制度を見ても、夫婦同姓を法律で義務づけている国は、日本のほかには見当たらないということです。この点は政府も国会答弁で認めています。

そして、日本が批准する女性差別撤廃条約や市民的及び政治的権利に関する国際規約（自由権規約）では、各配偶者には婚姻前の姓の使用を保持する権利があるとされており、日本が採用する夫婦同姓を義務づける法制度は国際的にも批判されています。

国連女性差別撤廃委員会からは、昨年10月にも、日本政府に対して女性が婚姻前の姓を保持することを可能にする法整備をとの勧告がなされました。このような勧告は実にこれで4度目です。

そして、国際人権（自由権）規約委員会からも、令和4年11月の総括所見で、民法第750条が実際にはしばしば女性に夫の姓を採用することを強いている、との懸念が表明されました。

日本でのこれまでの法改正の試みとしては、平成8年に、法制審議会が選択的夫婦別姓制度を導入する「民法の一部を改正する法律案要綱」を答申しましたが、実現されないまま既に四半世紀以上が経過しているという状況です。なお、平成27年12月16日の判決や令和3年6月23日の決定で最高裁判所が民法第750条を合憲としてはおりますが、これらの判断は、選択的夫婦別姓制度の導入を否定したものではないということに留意すべきです。夫婦の姓に関する制度の在り方は「国会で論ぜられ、判断されるべき事柄にほかならない」として、国会での議論を促したもののなのです。

近時の世論や情勢に目を向ければ、官民の各種調査において選択的夫婦別姓制度の導入に賛同する意見が高い割合を占め、多くの地方議会でも同制度の導入を求める意見書が採択されています。また、経済団体等からも、現行制度は個人の活躍を阻害し、様々な不利益をもたらすとして、同様の要望・提言が出されています。私たちの社会で多様性（ダイバーシティ）の尊重や女性活躍推進に向けた取組の重要性が語られる中で、多くの既婚女性が婚姻により改姓を事実上強制され、アイデンティティの喪失に直面したり、仕事や研究等で築いた信用や評価を損なったりしています。旧姓を通称使用しても、金融機関等との取引や海外渡航の際の本人確認、公的機関・企業とのやり取り等に困難を抱え、通称使用による精神的苦痛も受けている現実があることは決して看過できません。

国は、この問題が「婚姻の自由」や「氏名の変更を強制されない自由」に関わる人権問題であることを真摯に受け止め、これを速やかに是正すべきです。それは同時に、婚姻を望む人の選択肢を増やすことであり、多様性が尊重される社会、男女共同参画社会の実現につながり、私たちの社会に活力をもたらすものでもあります。

つきましては、夫婦同姓を義務づける民法第750条を速やかに改正し、選択的夫婦別姓制度を導入することについて、国会及び関係行政庁に対して意見書を提出し

てくださるよう陳情いたします。

地球から核兵器をなくし、核タブー及び平和の実現を求める意見書の提出について

令和7年2月3日受理

皆さんも既に御存じのように、日本原水爆被害者団体協議会（日本被団協）が昨年12月10日にノルウェーのオスロでノーベル平和賞を受賞しました。秋田市にも被団協の会員や会員だった方がいます。本当にうれしい限りです。「平和の光」をこの世界でつくっている人間の証明ではないかと思っています。

しかし、地球上には核抑止論に基づき、約1万2,000発の核弾頭が存在し、4,000発近くはボタン一つで発射される状況にあることも認識しておかなければならないと思います。授賞式の演説で、被団協代表委員の田中熙巳さんは、自らの経験を語る中で「広島や長崎で起こったことの数百倍、数千倍の被害が直ちに現出することがある」と人類に対する危険性を警告しています。

報道によれば、ロシアのウクライナ侵略、イスラエルのガザでのジェノサイド、ゴラン高原入植など、世界平和に対する逆流が起きています。アメリカやEUなどは二重基準で侵略を支援し、これに参加しています。さらに、ロシアやイスラエルなどは核兵器を使うぞと脅しをかけています。このような危うい世界情勢の中で、日本被団協のノーベル平和賞の受賞は、まさしく「地球の平和の光」です。

ノーベル委員会のヨルゲン・バトネ・フリードネス委員長は、日本被団協のノーベル平和賞受賞を喜びながら、1955年のバートランド・ラッセルやアルバート・アインシュタインなどの宣言を引用しながら核兵器の廃絶を訴えました。そして、現在、核保有国であるアメリカ、ロシア、中国、フランス、イギリス、インド、パキスタン、イスラエル、北朝鮮の9つの国に核廃絶の緊急性を訴えています。

つきましては、下記事項について、国会及び関係行政庁に対して意見書を提出し、くださるよう陳情いたします。

#### 記

- 1 地球上から核兵器をなくすよう訴えること。
- 2 日本は地球上唯一の核被爆国として、憲法9条を持つ国として、核兵器禁止条約に参加すること。
- 3 核兵器禁止条約に参加できない場合も、締約国会議にオブザーバーとして参加すること。

訪問介護事業への支援について

令和7年2月4日受理

介護保険制度は、「介護は社会的に」という呼びかけのもと、平成12年4月から始まりました。介護サービスには施設介護もありますが、自分が住んでいる地域で自分らしく生きることを目的とする在宅介護が当初から推奨されてきました。その在宅介護を支える中核が訪問介護サービスです。

この訪問介護サービスの介護報酬が令和6年4月の介護報酬改定で引き下げられました。以前から赤字経営だった訪問介護事業は、この報酬引下げにより、さらに赤字が膨らむことになりました。そのため、訪問介護事業から撤退する事業所が秋田市をはじめ、全国的に多く見られるようになっていきます。

秋田市では、55年にわたって訪問介護を担ってきた老舗の秋田市社会福祉協議会が運営する訪問介護事業所が、令和7年3月31日をもって中止する予定になっています。その理由として、5年前から訪問介護の人員採用ができていないため、ヘルパーの平均年齢が65.8歳と高くなり、70代のヘルパーが多く、今後の体制が取れなくなっていること。また、訪問介護報酬の引下げで、昨年1年間の収支が670万円の赤字となり、今年度はさらに110万円の減益になるなどとなっています。県内の他の介護保険事業所などからも、赤字の原因について「訪問介護報酬が引き下げられたことが最も大きく痛手である」と言われています。

特に、要支援1・2の方の介護サービスが総合事業に移行し、介護サービス事業が地方自治体の責任とされた時に、要支援の方の訪問介護事業から撤退した事業所が多発しました。現在では、サービスを提供する事業所が見つからない、あってもヘルパー不足で提供体制が取れない等のため、訪問介護サービスの利用ができない実態が広がっています。サービス内容は買物・調理・掃除・ごみ出し・入浴介助などがほとんどですが、これらは、いずれも、日常生活に欠かすことのできないサービスです。背に腹は代えられず、やむを得ず、1時間約2,000円の有料介護サービスを利用せざるを得ない状況になっています。このように、介護報酬抑制の結果、訪問介護事業所は都市部では増えているものの、中山間地などでは減少し、訪問介護事業所がゼロまたは1か所となっている自治体は、374か所にも上っています。これでは、在宅で暮らしていくことができません。介護保険制度の創設時の主旨にも反します。

この訪問介護サービスの課題は、現在の高齢者をはじめ、これから高齢者になる全ての人々の問題です。全国一高齢化率の高い秋田県においては、生活・命に関わる最も喫緊の課題です。

つきましては、介護保険事業所の実態に即し、訪問介護事業が続けられるよう、

賃上げ等に係る補助をしてくださるよう陳情いたします。

訪問介護事業への支援を求める意見書の提出について

令和7年2月4日受理

介護保険制度は、「介護は社会的に」という呼びかけのもと、平成12年4月から始まりました。介護サービスには施設介護もありますが、自分が住んでいる地域で自分らしく生きることを目的とする在宅介護が当初から推奨されてきました。その在宅介護を支える中核が訪問介護サービスです。

この訪問介護サービスの介護報酬が令和6年4月の介護報酬改定で引き下げられました。以前から赤字経営だった訪問介護事業は、この報酬引下げにより、さらに赤字が膨らむことになりました。そのため、訪問介護事業から撤退する事業所が秋田市をはじめ、全国的に多く見られるようになっていきます。

秋田市では、55年にわたって訪問介護を担ってきた老舗の秋田市社会福祉協議会が運営する訪問介護事業所が、令和7年3月31日をもって中止する予定になっています。その理由として、5年前から訪問介護の人員採用ができていないため、ヘルパーの平均年齢が65.8歳と高くなり、70代のヘルパーが多く、今後の体制が取れなくなっていること。また、訪問介護報酬の引下げで、昨年1年間の収支が670万円の赤字となり、今年度はさらに110万円の減益になるなどとなっています。県内の他の介護保険事業所などからも、赤字の原因について「訪問介護報酬が引き下げられたことが最も大きく痛手である」と言われています。

特に、要支援1・2の方の介護サービスが総合事業に移行し、介護サービス事業が地方自治体の責任とされた時に、要支援の方の訪問介護事業から撤退した事業所が多発しました。現在では、サービスを提供する事業所が見つからない、あってもヘルパー不足で提供体制が取れない等のため、訪問介護サービスの利用ができない実態が広がっています。サービス内容は買物・調理・掃除・ごみ出し・入浴介助などがほとんどですが、これらは、いずれも、日常生活に欠かすことのできないサービスです。背に腹は代えられず、やむを得ず、1時間約2,000円の有料介護サービスを利用せざるを得ない状況になっています。このように、介護報酬抑制の結果、訪問介護事業所は都市部では増えているものの、中山間地などでは減少し、訪問介護事業所がゼロまたは1か所となっている自治体は、374か所にも上っています。これでは、在宅で暮らしていくことができません。介護保険制度の創設時の主旨にも反します。

この訪問介護サービスの課題は、現在の高齢者をはじめ、これから高齢者になる全ての人々の問題です。全国一高齢化率の高い秋田県においては、生活・命に関わる最も喫緊の課題です。

つきましては、国庫補助を行うなど訪問介護事業への支援について、国会及び関

係行政庁に対して意見書を提出してくださるよう陳情いたします。